

# これまでの部会議論を踏まえた方向性(税制関連項目)

## ➤ 個人型DCへの小規模事業主掛金納付制度の創設

- 企業年金の実施が困難な小規模事業主について個人型DCへの事業主による追加拠出を可能とする。

## ➤ DCの拠出限度額の年単位化

- 月単位で設定されているDCの拠出限度額を年単位とする。

## ➤ 個人型DCの加入可能範囲及び拠出限度額の見直し

- 企業の経営状況や、個人の就労形態又は離転職に左右されずに自助努力を支援する観点から、企業年金加入者・公務員等共済加入者・第3号被保険者について個人型DCへの加入を可能とする。併せて、個人型DCの拠出限度額について再設定。

## ➤ 企業型DCのマッチング拠出の見直し

- 個人拠出の仕組みである企業型DCのマッチング拠出については、同じく個人拠出の仕組みである個人型DCに整理・統合。

## ➤ 企業年金等のポータビリティの拡充

- 就労形態が多様化する中、加入者の選択肢を拡大し、老後所得確保に向けた自助努力の環境を向上させるため、制度間(DB、DC、中退共等)のポータビリティが確保されていない部分について、ニーズを踏まえつつ、ポータビリティを拡充。

※その他制度の改善に伴い税制上の措置を講ずる必要がある項目についても併せて検討。

※DBの安定的な運営のため、企業の恣意的な掛金拠出とまらない範囲で、柔軟な掛金拠出や積立不足への事前の備えを可能とする「DBの拠出弾力化」については、法改正を要しないことから、来年度に措置。

※ 中小企業退職金共済制度(中退共)とのポータビリティの拡充については、労働政策審議会の議論が必要。

## 継続的な議論が必要な項目

- DB・DCの拠出時・給付時の仕組み(拠出限度額、中途引き出し、支給開始年齢等)のあり方については、継続的な議論が必要であることから、来年度以降改めて企業年金部会で検討することとする。